

第58回人権理事会ハイレベルセグメント 生稲外務大臣政務官ステートメント

人権理事会議長、人権高等弁務官、御列席の皆様、

日本国政府を代表して、ステートメントを行う機会を得たことを大変光栄に思います。

今日、世界各地で多くの人々が厳しい状況に置かれています。その中には、3年前から続いているロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている人々が含まれています。また、中東、特にガザ地区の情勢やコンゴ民主共和国東部の情勢の影響を受けている人々も含まれています。我々は、その一人ひとりの「人間の尊厳」が守られ、強化される世界を目指すべきとの意を新たにしています。自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に基づいた国際秩序が挑戦を受けています。

議長、

人権擁護は国家の基本的な責務です。その実現を支援するため、国際社会は「対話」と「協力」を続けることが重要であります。

この点、日本は、カンボジア人権状況決議及びハンセン病差別撤廃決議を起草し、提出してきています。

また、日本は国連開発計画（UNDP）と協力し、15か国において「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定や実施を支援してきました。

一方で、深刻な人権侵害に対してはしっかりと声を上げる必要があります。

日本は、中国の人権状況について深刻な懸念を抱き続けています。自由、基本的人権の尊重、法の支配は、香港や新疆ウイグル自治区、チベット自治区を始め、中国においても同様に保障されるべきです。

ミャンマーで、今なお、事態改善に向けた兆しが一向に見られないことを深刻に懸念するとともに、極めて遺憾に思います。日本は、ASEAN諸国を含む国際社会と連携し、事態打開に向けて努力いたします。

拉致被害者及びその御家族が御高齢となる中、時間的制約のある北朝鮮による拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題です。日本は国際社会と緊密に連携し、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の即時帰国を改めて強く求めます。

議長、

世界の人権状況の改善は、一朝一夕には成し得ません。日本は、人権理事会理事国として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持していくとの強いコミットメントを新たにします。

御静聴ありがとうございました。